

# 奈良教育大学附属小学校不当出向命令

## 無効確認訴訟を支援する声明

奈良教育大学附属小学校は、長年にわたり、子どもの個性や発達課題を大切にして教育課程を編成し、保護者とも共同して「みんなのねがいでつくる学校づくり」を進めてきました。ところが、2023年に奈良県教委から教育課程の実施等に「不適切」な事案があるとの通知を受け、行政上の機関・管轄が違うにも拘わらず、大学当局がこれに迎合して一方的に学内調査を行なって、その結果教育課程の実施等に「不適切」「法令違反」があったと公表し、事態が大きな社会問題になりました。

M学長をトップとする当局は、文科省の「助言」を鵜呑みにして、同大学法人が独自採用した19名の教諭を順次「出向」させて総入れ替えをすることを企図し、まず2024年4月1月付で3名の教諭を本人不同意にも拘わらず、奈良市内の公立小学校へ強制「出向」させました。しかも、在籍「出向」に伴う労働条件の整備など、国立大学法人職員の労働権を保護する環境整備はなされないままの強行人事でした。これは大学附属小学校の発展のために尽くしてきた教諭の尊厳を傷つける許されない行為です。

こうした大学当局の愚行に対して、6月12日付けで、強制「出向」となった教諭3名が奈良地方裁判所に、この「出向」の不当性と無効の確認を求める訴訟を起こしました。研究的実践者として多様な子どもたちに学びつつ自分も成長していくという教職人生の希望を打ち砕かれた3名の教諭の無念と怒りを思うと、この訴訟は当然の訴えだといえます

今回の強制「出向」は、労働契約法14条の通り「無効」であると共に、「教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」とする教育基本法第16条に反するものです。

本人が「同意しない」と回答したにも拘わらず強行したことは学長の人事執行権の濫用であるばかりか、人間相互の信頼を築くべき大学人の理性的態度に悖る暴挙といえます。

奈良地裁は、こうした事実を丁寧に検証吟味して、教諭3名の訴えを認めるまつとうな判決を早期に下されるよう要望します。また多くの市民が今回の訴訟に関心を持たれ、この裁判に支援を寄せられることを期待します。

2024年6月14日

あいち県民教育研究所運営委員会